

路政閑話

東京府
道路主事 高澤義智

道路の新設改築を爲さむとする場合に、都市計畫法に依るを可とするか、或は道路法に依るを可とするかに就ては屢々問題となるのであるが、余は其の實際の効果が殆んど同一であると認むるから、何れに依るも支障がないと思ふ。或者は都市計畫委員會を非常に重視し、各委員は關係各廳公共團體の議員理事者及學識經驗ある者等から出で、居るのであるから、事業の執行上些の支障を生ぜぬものゝやうに思はれ、衆智を集めて居るから計畫の統一と事業の完璧とを期し、地方永久の發達に支障を來さしむることなく、且受益者負擔制度運用の爲から云ふも、之を都市計畫事業として執行すべきことを力説する者もあり、又都市の施設中重要な位置を占むる道路計畫は、之を都市計畫として決

定するも宜しいが、之か實行は必ずしも都市計畫事業と爲すを必要としないから、道路法の規定に依り執行すべきであるとの説もある。現在の都市計畫委員會の狀況を見ると、大概の委員は沈黙を以て發案者の意見に贊同し、又はお座なりの意見を出し、煙草に一杯の紅茶を飲んで、スラ／＼と閉會といふやうな有様であるから、計畫は屢々變更せられ、各廳の事業と枘格を來すことも稀でない。これは改善すれば足ることであつて、委員會本來の使命を否認する理由とはならぬけれども、ドウも委員會なるものゝ權威を疑ひたくなるのである。道路法に依り執行するものと雖之を計畫するに當りては、地方發達の現在及將來、各般の事情を慎重に調査考慮して、路線、幅員、工法等の決定を

爲すものであり、かの委員會が提案の材料を府縣市町村に求め、多くの場合之を其の儘に説明するから、府縣市の調査と格別の相異がないのである。又受益者負擔制度の運用に關しても、都市計畫法に依るそれとはより簡便に且又其の内容も道路管理者の考に依りて、種々の特色ある負擔規程を定むることを得て、而かも同一の効果を收め得るのである。唯事業の財源として、費用を負擔する公共團體は都市計畫特別税を賦課することを得る特典があるのと、市街地建築物法適用区域内に在りては、都市計畫道路の告示あれば、該計畫道路區域の新建築に對し一定の制限を、逸早く加へることが出来る便があるから、之を都市計畫施設とするのである。

而して道路の新設改築を都市計畫又は都市計畫事業と決定した場合に、道路法との關係は如何であるか。東京府に於て都市計畫事業として、現に執行中の東京市郊外の環狀放射兩道路の新設改築事業は、大正十年五月十三日內閣に於て路線、等級、幅員、構造等を告示せられ、之に基き事

業執行者たる府知事は、該事業完成後は道路法に依り之を管理せざるべからざるに想到し、在來國道又は府縣道の新設改築の意味に於て、別に道路法第五十二條第三號の規定に依り、監督官廳たる内務大臣の認可を受けて執行しつゝある。而して本工事は特定の改修事務所を設けて、工事を施行せしめ、工事完了したる時は道路法に依り當該路線の變更、道路並附屬物の區域の決定、道路及橋梁の供用開始等の手續を爲し、之を道路事務を處理する土木出張所の管轄に移し、形式並實質上の道路が出来上るのである。乍併斯くの如く取扱ふことゝすると、可なり不合理のことがあるを免れぬ。例へば道路法に依る路線の認定又は其の變更、道路及附屬物の區域の決定等の手續なくして、直ちに新設改築の認可申請を監督官廳に爲すも、如何かと思ふ。都市計畫法は道路法に對して特別法たるの關係に在ることには勿論であるけれども、路線の認定、區域の決定に關する條項を排除した譯ではないから、都市計畫の告示を以て之に代用することは出来ないと思ふ。故に都市計畫の告示後

更に道路法に依り是等の事項に付相當手續を爲すことを要する。然るに是等の手續が濟まない迄に電柱の建設、電纜瓦斯管、水道管理設の爲にする占用に就ては、都市計畫法施行令第十一條の規定に依るの外、尙道路法第二十八條の規定にも依るものとして、占用を許可するのみならず、占用料を徴收してをる。又工事の執行に就ては道路工事執行令竝之に基き道路管理者の定めた規程に據り行つてをる。

其他占用料の歸屬に就ては都市計畫法には何等の規定がないのみならず、道路法に依る占用料であるから、同法第四十四條の規定に依り、之が費用を負擔する公共團體の收入としてをる。而して都市計畫事業費は、本府に於ては市郡連帶支辨であるが、從來郡部支辨たりし道路を改築するるとき、占用料の收入は郡部收入とすべきか、郡市收入とすべきかに就ても、論議の存する所であるか、余は道路法第四十四條の精神が利益は損失の歸する所に歸せしむるの主義を採れりと思惟するが故に、左來道路の費用が郡部支辨なりしとするも、改良費が郡市連帶支辨なるときは、之

を郡市收入とするを妥當と考へるのである。勿論道路完成後は府縣制施行令第四十九條の規定に依り、議決事項の分別の變更を爲すことは當然である。

前にも一言したことであるが、知事が執行する都市計畫道路の新設改築は、其の維持管理の方面より、之を最寄の國道府縣道の新設改築として、取扱ふのであるが、都市計畫道路は、都市の膨脹發達に應ずる施設であるから、都市發達の現在及將來を達觀して、時には現状より超越して畫策する關係上、府縣道の新設改築としては、道路法第十一條の標準に合致せしめ難き路線が、往々にして出来ることは事實である。強て之を合致せしめむとすれば不自然なる路線を生ずるから何とか適當の方法を講じて、合理的ならしめたいと思ふ。元來都市計畫區域は、都市としての施設を爲すべき區域であるから、府縣道の如きも多少其の選擇の標準を緩和して然るべきである。素より府縣道でなければ車馬の通行が出来ぬといふ規則もなし、又主要なる市道及町村道は、其の構造に於ても府縣道の規格に準すべき。

となつてをるのであるから、道路の種類のはきは敢て意に介する必要なしとの意見もあらうが、道路の種類に應じて、其の費用負擔者が異り、兩者密接の關係があるから、維持管理は勿論新設改築の費用負擔に堪へ難き主要町村道にして、都市計畫上必要なものは、之を府縣道に認定し新設改築はもとより、維持管理を爲すの必要がある。東京府に於ては、大正十年度より昭和六年度に至る十一箇年度繼續事業として、總工費金四千三百八十八萬五千餘圓を以て市近郊の國道及府縣道中放射線及環狀線の主要なるもの改築新設を執行中であるが、郊外町村の發達の趨勢に鑑み、更に昭和二年度より同十一年度に至る十箇年度繼續事業として、總工費五千二百三十一萬八千餘圓を以て、第一期事業に洩れたるもの、内、急を要するもの、新設改築を企劃し其の總延長約八萬七千二百六米(三七、九六三間)に達するのであるが、是等は孰れも在來國道及府縣道の新設改築として、執行するのであるけれども是等路線中には、府縣道の改築としては、如何に考へても不適當のものがあるの

で實行の場合等は道路法上如何に措置するか問題である。都市計畫法は事業創造の方面を多分に定むるも、守成の方面は格別定むる所なきか爲、事業完成後之を道路法に依り、處理せむとするも困難なる場合が生ずるであらう。序ながら一般的に云へば道路法に依り府縣道の路線を認定するに當りては、其の路線が單に同法第十一條各號の一に該當するの形式的要件を具備するに止まらず、地方の交通情勢に適合せる道路網を組成して、府縣道たるの實質的價値を有するものを、認定すべきは勿論のことであるが、其の認定の範圍餘りに狭小にして、嚴に失する爲往々實情に適せざるものがある。例へば並行せる路線を、適當なる地點に於て連絡せしめむとするもの、如きは、府縣道たるの價値が十分あるに拘らず、單に其の形式的要件に適合せざるの故を以て、之を認定するを得ざるにより、自然之を町村道の路線とするの結果、之が改良は固より、維持修繕不十分なるが爲、脈絡相貫通して近代の交通機關の發達に應ずる能はざるものあるは、極めて遺憾とする所である。

又同法第十一條第七號の數市町村を連絡する路線の如きも、數市町村とは終點たる市町村を除き、少くも經過地二市町村以上に亘るものに限らるゝの例であるが、當該地方町村の區域の廣狹、地勢等に依り、到底劃一的に之を律することは至難であるから、同一市町村内の區域に屬するものと雖、實際の情勢に鑑み、適切なる路線と認めるときは之を採擇し得るの途を開くことが必要であると思ふ。

道路工事に依る受益者に、負擔金を課する場合は、道路法に依ると將又都市計畫法に依るとを問はず、該事業に依り著しく利益を受くることを必要とするのであるが、東京の如き起伏の多い土地其の他橋梁の取付道路に接する土地の如きに在りては、負擔區劃内に在る宅地の高さが、新路面の高さに比して、著しき高低を生じ、爲に家屋の出入口を遮斷せられ、換氣採光若くは營業等に關し、反て不利を受くる箇所を生ずることが少くないのである。此の場合に當該土地の所有者其の他の権利者は著しき受益がないから、之に對して負擔を課することは出來ないのであるが、負擔

金を減免せむとする場合は、必ず法規に根據を有すること
を必要とする。或は斯の如き者に對しては、一應受益あり
と推定しても、著しき利益なしと認め又は少しと認むると
きは、之に應じて負擔金の賦課を爲すべき行政廳の自由
裁量に依り、減免して可なりと説く者もあるが、法規に於
て受益負擔義務者を一定の負擔區劃内の土地所有者又は權
利者であると定めた以上は、右の如き現實に受益なき場合
に於ても法規に明定なき限り受益者なりと斷せざるを得な
いのである。故に負擔に關する法規に之を明定するか、又
は他の河川、溝渠、並行道路其の他土地の狀況に依り必要
ありと認むるときは、(道路幅員の何倍の地域とする區劃に
拘らず)別に負擔區劃及負擔金を定むることを得る規定
に依り、是等の箇所を負擔區劃より除外するかの方法を要
する。都市計畫事業として府知事の執行する道路の新設改
築受益者負擔に關する規程は、目下特別都市計畫委員會に
附議中であるが、仄聞する所に依ると委員會に於ても、此
の點に留意して「地形に依り斟酌すべき必要ありと認むる

ときは負擔金を減免することを得しへき旨を新に挿入せむ

ことを申出た由であるが、至極尤のことと思ふ。

樂屋から見たる五十二議會史

覆 面 生

▽超國民的の議會政治であるとか、醜惡なる政黨であるとか、或は妥協苟合の外に策のない政治屋の集團であるとかと言つて、議會政治を否認して見たり、或は既成政黨の打破を痛烈に攻撃して見たり、或は職業政治家の跋扈を憤慨して見たりした所で、政黨があつて議會政治をやり、堂々と十七億三千萬圓の大豫算を何等の波瀾なく議決してゐるといふことの事實の存在の前には、悲憤慷慨は何の價値もない、娼妓の起請文同様唐人の寢言に過ぎない。

議會政治の破壊なり否認なり或は建設改造を絶叫してゐる人が、終始一貫其の主義を押し通すのかと思へば、何時の間にか豹變して、筆者をして啞然たらしむることがある

種々の階級の人達の叫び、種々の畫策、種々の論難批評、總てが生活の糧である、其の手段に過ぎないもの許りである、噫思へば道は遠し南柯一夢の妄想に過ぎない。

▽今議會をして波瀾重疊の場面から波紋一つ起らない平靜なる場面に變轉さしたる三黨首の妥協劇に就ては、吾人共に其の真相を掴みたいであらう、如何に新聞紙上にてドラマチックに會見記を描いて見ても一片の空想に終るのみである、其の内容を如實に且つ赤裸々に描いたる事實は一つもないさうである、夫にも拘らず黨首より戒勸を受けたる幹部や陣笠共が、寄れば觸れば各自が勝手なる錯誤の觀念の上に立つて竊かに快心の笑を洩らして居るではないか、